

活用検討委が運用改善案

工種別提案課題設定も明示

省交国

総合評価方式は、簡直で、 $\pm 0.00\sim 0.99$ の適用率に達し、活用の成果も出ているが、制度として不完全な点も抱える。同省では、「より精巧な制度運用」（小澤事務次官）に近づけるため、引当金を検討案で改善策の協議を進める。

総合評価方式のタイプ選定の新しいコンセプトは、各自治体担当システムでの工事規模（金額）に応じて機械的なタイプ選

定が行われている「標準型」に反対するため、技術的難易度に応じた「選定フロア」と考え方を示した。現行の標準型・簡易型を適用する際の方針も改めた。具体的には、技術提案と品質向上を図る必要があるケースに標準型、その必要がない場合に簡易型を適用するとした。

標準型の適用については、技術的課題がない場合でも予定価格を準に標準型が採用されるケースが問題視されている。このため、建設課題を難易度の高い技術と技術提案に求める際には、一定期間以上の技術提案作成期間を確保する「標準型（Ⅰ型）」を適用、求めない場合には「標準型（Ⅱ型）」との考え方を設定。選定時には今までの同様に工事技術的難易度高低表を用いるが、選定フロアに基づいて適切なタイプ・選定を行うこと

使用目的を定める方を整理、問題点があるところもかかわり、標準型と同様の技術進歩課題を設定している現状に努めるなどため、問題点では住者が示す仕様に沿って施工するところ、ハウジング・システムに配慮して工事を施工するが、(施工上)配慮すべき事項」を求めるところを考えたのベースに据える。このため、個別的な施工計画として特定課題を設定しない方針とされた。

標準型での設問は1課
題の設定を基本とする。
標準型では品質向上の必
要性に応じて特定課題を
設定し技術提案を求める
が、標準型II型では1
2課題の設定設定を基本
とする。

今後の検討中の協働で

は「加算方式と除算方式の使い分け」、事後算査方式と入札方式や二段階方式の試行導入と並行した「手続きの効率化」の方向性検討などの改善課題に議論の焦点を当てていく。